

令和 7 年 1 月 3 1 日  
こども未来部児童相談所開設準備担当

## 今後の児童相談体制の充実について

### 1 経過

江東区はこれまで、児童相談体制の充実に向け、区立児童相談所を設置すべく、江東区児童相談所基本構想・江東区児童相談所基本計画の策定や、他自治体への研修派遣等による職員の確保・育成を進めてきた。

そうした中、東京都から「江東区 1 区を管轄区域とし、江東区が新たに整備する建物内に現都立江東児童相談所の相談援助の拠点を移すことで都と区の連携強化を図り、一体的な児童相談体制を構築することについて江東区の考えを伺いたい」との提案があった。

#### <東京都からの提案の概要>

- (1) 江東区に対して都区の連携強化策の一つとして提案をするものであること
- (2) 現在、都江東児童相談所が江東区と墨田区を管轄しているが、管轄区域は江東区 1 区とすることが適切であると考えていること
- (3) その上で、地域に強みを持つ区と法的権限を持つ都の児童相談所が人事交流を積極的に行い、同じ建物で業務を行い、一体的な児童相談体制を構築することが地域力を強化する方策の一つと考えていること
- (4) 具体的には、区が整備予定の建物の一部を都が借り、相談援助の拠点を移すことが想定できること
- (5) 区の児童相談所の計画があることは十分承知しているが、本提案を含めた上で江東区の考えを伺いたいこと
- (6) 本提案について合意がかなった場合は、今後具体的な事項について区と協議を進めていきたいこと

### 2 都への確認と都からの回答

東京都からの提案に対して、以下の内容について確認し、都と本区の基本的な考え方に相違がないことを都からの回答によって確認した。

## <確認事項の概要>

### (1) 「江東区児童相談所基本計画」等について

- 「江東区児童相談所基本構想」及び「江東区児童相談所基本計画」に掲げる基本方針を踏まえること
- 先進的な児童相談体制を共同で構築すること

### (2) 都児童相談所の管轄区域の見直しと児童相談所の拠点を移すことについて

- 所管区域を江東区のみとすること
- 新施設に、一時保護所を含めた現在の都江東児童相談所のすべての機能を移すこと

### (3) 連携強化について

- 相談窓口の一元化や合同の受理会議および共同での相談援助活動、管理職を含めた人事交流などを行うこと
- 都と区の二元体制の課題を解消すること
- 都区共同の人材育成を積極的に行うこと

### (4) 協議について

- 具体的な制度設計や施設整備・施設運営における財政面・人事面での役割分担などについて都と江東区で協議すること
- 協議にあたっては真摯に協議すること

## 3 区立児童相談所設置方針の変更

都からの提案とそれに関する確認を踏まえ検討した結果、さらなる児童相談体制の充実のため、区が独自に児童相談所を設置するというこれまでの方針を変更し、江東区と東京都との連携による新たな児童相談体制の構築を見据え協議に入ることとする。そのため、制度設計や財政面・人事面等の具体的な事項について都と協議を進めていく。

## <理由>

- 1区2児童相談所の懸念が解消できること
- 都の提案によっても、現在の二元体制による課題の解消が図れること
- 本区がこれまで検討を進めてきた「江東区児童相談所基本構想」および「江東区児童相談所基本計画（素案）」を踏まえた連携のあり方を協議すること
- 区立児童相談所開設に向けた人員確保が想定以上に困難な状況であり、都と連携した安定的な体制整備により支援が必要なこどもたちの利益になること

#### 4 江東区児童相談所基本計画（素案）について

令和7年第1回定例会にて江東区児童相談所基本計画（案）を報告予定であったが、今般の事情を鑑み、本計画の策定を見送ることとする。

なお、本計画策定にあたり検討した整備方針等については、今後の都との協議にあたっての区の基本的な考えとする。

#### 5 今後のスケジュール（想定）

|          |        |
|----------|--------|
| 令和7年度    | 都区協議   |
| 令和12年度以降 | 開設（想定） |